

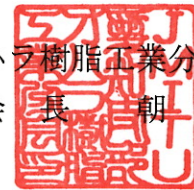
2021年 4月 19日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



次回団体交渉開催について（9）

貴社令和3年4月16日付「本年4月12日付内容証明郵便につきまして」と題する書面を頂きました。何度も申し上げている通り、尾原社長ご自身による積極的且つ誠実なご回答を求めるとともに下記要求致します。

記

1 貴社業務G r. は、上記書面で「これまでも複数回お願いしましたとおり、ご連絡は、当社令和3年3月15日付『連絡用Eメールアドレス』記載のEメールアドレスにお送りください。」と繰り返し述べられておられますが、これまで何度も申し上げてきた通り、「業務G r. 」なる部署の役割や必要性について、貴社と一切の協議が為されておられません。

念のため、当労組が貴社と申し上げるのは「業務G r. 」を指しているものではありません。あくまでもオハラ樹脂工業株式会社代表取締役尾原慶則氏であります。貴社ご回答やご連絡、当労組への対応は代表取締役社長の責任と権限で為されない限り、不誠実対応と受け止め、不当労働行為と理解させて戴きます。無益な労力と争いを避けるためにも、重ねてご理解下さいますよう強く求めるものであります。

2 貴社は上記書面で、又もや「団体交渉の具体的議題と優先順位の明示をしてください。議題をご連絡いただいてから、応諾するか等につき検討します。」と述べておられますが、当労組は既に多くの要求を書面で貴社に提出しているところ、当労組本年3月22日付「次回団体交渉につきまして（7）」及び、同4月6日付「次回団体交渉につきまして（8）」に対し、貴社は一切回答をされておられません。当労組に「議題の優先順位」や、「具体的内容」を求め

て開催日程を先送りされようとすることは、団交拒否と受け止めざるを得ません。

また、貴社は同書面で、「議題をご連絡いただいてから、応諾するか等につき検討します」と述べられておりますが、労働条件に拘わる内容はその全てが義務的団体交渉事項であり、貴社に正当な理由が示せない限り応諾拒否であることは明白であります。

重ねて不当な注文を付けての先送りは、厳に慎まれるよう強く求めるものであります。

3 貴社は上記書面で「会場は外部会議室にて、録画なし、傍聴人なしとします。」と又もや一方的にご主張されています。貴社は、当労組が繰り返し求めている通り外部会議室を使用しなければならない客観的かつ合理的理由を示されていません。外部会議室での開催は、結局貴社の意味のない議論や黙秘など、時間の浪費によって「タイムアウト」にする戦術に使われていることが、これまでの事実で明らかになっており、何ら合理性がないことは明らかであって、到底応諾できるものではありません。移動時間、交渉時間、経済性に優れた貴社本社3階食堂を重ねて提案致します。傍聴者につきましても、当労組は団体交渉会場と同様にこれまで譲歩してきましたが、実際の推移は無意味でありました。当労組の交渉委員、傍聴者は当労組にて決定します。

4 当労組本年4月12日付「団体交渉開催再要求書」で提示した団体交渉の日程で開催されるよう重ねて要求致します。

議題

- (1) 2020年12月21日開催の団体交渉議題で結論に至らなかった賃金引き上げ要求についての継続協議。
- (2) 「年末一時金要求」の件。
- (3) 貴社2020年12月22日付「減給処分通知書」の件。
- (4) 貴社「業務G」の必要性について。
- (5) 当労組2019年12月16日付「労働条件に関する要求書」3項「適正な人員配置についての要求」に記載した①乃至⑨の部署への必要人員の配置の件。

以 上